



ジェンダー予算とは何か : 文献レビューと韓国の事例から

寺下, 和宏

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 69(2):99-123

(Issue Date)

2023-03-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100481136>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481136>



ジェンダー予算とは何か ——文献レビューと韓国の事例から

寺下和宏⁽¹⁾

1. はじめに

本稿は、予算評価制度であるジェンダー予算について概説し、その学術的、実践的課題を明らかにすることを目的としている。ジェンダー予算とは、政策や事業、予算が女性および男性に与える影響を評価する制度である。1984年にオーストラリアで行われた類似の評価事業を嚆矢に、2023年現在までに80カ国以上の国と地域で制度が導入されている。一方、ジェンダー予算をめぐる成果や課題についてはあまり議論されていない。さらに、国家、地域間での違いについては、ほとんど注目されておらず、各国における事例研究が中心に行われてきた。

一方、日本では、過去に村松（2004, 2009, 2010）や、越智（2014, 2016）らによって、他国の事例から、ジェンダー予算の導入可否について検討されてきたものの、近年では橋本（2022）を除き、ほとんど研究されていない。ジェンダー予算は、予算編成過程にジェンダーの観点を入れることで、ジェンダー平等を志向する政策や事業を推進するとともに、社会に存在するジェンダー不平等を可視化し、改善するのに有効であるとされる。したがって、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で、G7では最下位、OECD加盟国では最低レベルに位置するようなジェンダー平等後進国である日本（116位, 2022年）にとっても、ジェンダー平等な社会の実現のためにジェンダー予算を導入する意義が見込まれる。ところが、制度を導入すると、いかなるアウトカムが生じるのかや、先行して導入した国々の制度運用状況に至るまで、先行研究や事例を日本語で包括的に整理した文献は菅見の限り

(1) 神戸大学大学院法学研究科博士後期課程。E-mail: kazuhiroterashita@outlook.jp

存在しない⁽²⁾。

そこで、本稿では、まずジェンダー予算に関する一般的な解説を行った上で、ジェンダー予算を対象とした先行研究を整理し、問題点を指摘する。その後、ジェンダー予算が広く実施されている事例として、韓国を取り上げ、政策実施の現状を把握する。以上により、本稿は、ジェンダー予算は、ジェンダー平等社会の実現といった実践上の意義があるだけでなく、財政学はもちろん、比較政治学や地方自治論、フェミニズムといった学術領域においても重要な事例と位置付けられる一方で、今後検討すべき課題が多いことを主張する。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、2節ではジェンダー予算について概説する。3節では、ジェンダー予算に関する先行研究を整理し、課題を提示する。4節では、実際的事例として韓国を取り上げ、制度運用の現状と問題点を明らかにする。5節ではまとめとして、今後取り組むべき課題を指摘する。

2. ジェンダー予算とは何か

ジェンダー予算 (gender budgeting, gender-responsive budgeting: GRB) とは、政府予算や政策、事業が女性および男性に与える影響を評価し、予算編成や政策形成にジェンダーの視点を取り入れることを指す⁽³⁾。その起源は1984年に政府予算と女性の地位向上の関連を分析したオーストラリアだとされる⁽⁴⁾ (Budlender, Sharp and Allen 1998; Sushant and Laha 2021; 村松 2009)。その後、国連の世界女性会議でジェンダー予算の重要性がたびたび議論されるようになったのち、世界各国で導入されるに至った (越智 2016: 148-9)。2016年時点で、80以上の国と地域において、何らかの形でジェンダー予算が導入されている (Stotsky 2016: 6)。主要国では、オーストラリアを皮切りに、イギリス、スウェーデン、スペイン、オーストリア、ベルギー、インド、韓国などで導入されているか、過去に実践されていた。

国連は、ジェンダー予算を「ジェンダー平等の推進と女性の権利の実現に貢献する政府の計画、プログラム、予算編成」と定義し「国や地方自治体の政策、計画、予算において、ジェンダー・ギャップに対処するために必要な介入を特定し、反映させ (中略) 歳入調達政策、

(2) 英語でも限られる。例えば、Khalifa and Scarparo (2021)、Polzer et al. (2021) など。

(3) ジェンダー予算を示す英語は複数あり、他にも gender-sensitive budgeting, women's budget (ing) などがある。ただし、women's budget は「女性のための予算」を示しかねないということで、現在ではほとんど用いられていない。本稿では村松 (2009) などの日本語文献にない、ジェンダー予算で統一する。

(4) 関連法の制定や評価プロセスの開始は1983年であるため、1983年をジェンダー予算の開始時期とする文献も多い。

国内資源と政府開発援助の配分のジェンダー差別的影響を分析することを目的」とすると定めている (UN Women n.d.; Khalifa and Scarparo 2021: 1)。UN Women Asia and the Pacific の Web サイトにも、以下のような説明が記載されている。

「ジェンダー予算 (*gender-responsive budgeting*) は、女性のための個別の予算を作ったり、女性向けプログラムへの支出を増やすことだけを目的としたものではない。むしろ、ジェンダー予算は、公的資源の収集と配分が、効果的で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進に寄与する方法で行われることを確実にすることを目指すものである。それは、女性の権利を向上させる政策や法律を実施するための効果的な介入を特定する詳細な分析に基づくべきで、既存の収入、支出、配分の中で、男性と女性、少年と少女の異なるニーズと貢献を評価するツールを提供し、すべてのグループに利益をもたらすために予算政策を調整するよう求めるものである」

「ジェンダーに対応した予算分析 (*gender-responsive budget analysis*) は、法律やその他の実際的な政策手段とともに、ジェンダーの偏見や差別に対処することができる。それは、女性の権利に対する説明責任に向けた一歩であるだけでなく、より高い公共的透明性に向けたものであり、社会全体の利益につながる経済政策に転換することができる」 (UN Women Asia and the Pacific n.d.)

以上の定義や先行研究を踏まえれば、ジェンダー予算を構成する要素は、おおむね以下の2つである。第1に、政府の予算・決算または政策、公共事業が女性ないし男性、またはその他のあらゆる性を持つ人に与える影響を評価する仕組みが導入されていることである。第2に、第1の評価の結果が、政府の予算編成や政策立案にフィードバックされることが期待されている、または実際に反映する仕組みが導入されていることである。以上によって、ジェンダーの観点から予算ないし決算、事業等が評価され、その評価結果が政策や予算編成過程にフィードバックされることで、予算のジェンダー格差を是正するための施策に政府予算が投じられること、その結果として、ジェンダー平等な社会を実現することが期待されている。

一方で、ジェンダー予算の内実は、国や地域、自治体、機関によってさまざまである。ジェンダー予算を立法条件とすることで、大部分の政府事業および予算を対象とする国 (オーストリアなど) もあれば、評価人員・部署を各省庁に設けさせるか、「ジェンダー予算」という予算枠を設け、その予算の影響を評価する制度もある (インド、フィリピンなど)。また政府、自治体の広範囲の予算と決算を評価する国 (韓国など) もある。また評価する機関が政府あるいは行政機関ではなく、民間団体や研究機関などの第三者によって行われる場合もある (大崎 2018)。

以上のような制度上のばらつきはあるものの、ジェンダー予算は、ジェンダー平等社会の実現に向けた政策ツールとして期待されている。だが、最初の制度形成から2023年現在まで30年余りしか経過していない比較的新しい制度であるため、実践上または学術上の課題も多い。また、各国ないし国内での制度・成果のばらつきをどのような軸で整理するかという点についても、未だ議論の余地がある。以上のような点について、近年ではフェミニズム、財政学、会計学などの分野で研究が行われるようになってきている。そこで次節ではジェンダー予算を対象とした研究を概観し、課題を整理する。

3. ジェンダー予算に関する先行研究

ジェンダー予算に関する研究は、以下の5つに整理できる。以下ではそれぞれの先行研究をレビューし、先行研究上の空白を指摘する。

3.1. ジェンダー予算の概念と意義

そもそもなぜ政府予算にジェンダーの観点が必要なのか。政府予算は、政府の支出と収入を列挙したものであり、一見、ジェンダーとは無縁で、中立的なものに見える。しかし、ジェンダー予算の意義を主張する研究者は、この見かけ上の「中立性」こそが、女性が男性に対して経済的、社会的、政治的に不平等であるという事実を覆い隠してしまうとする。例えば、オーストラリアの事例から、ジェンダー予算の導入を検討した Sharp and Broomhill (2002: 26) は「国家予算は通常、社会的に決定された男女の異なる役割、責任、能力を無視して編成される」ため、見かけ上の中立性に隠されたジェンダーギャップを可視化し、予算編成を検討しなければならないと主張する。このように先行研究では、政府による予算編成を単に政治的な目標や目的を数値化したものではなく、社会と関連するものであると捉えてきた。言い換えれば、政府予算は、常に特定の文化的・政治的文脈、価値観の影響を受けている (Covaleski and Dirsmith 1983)。

以上の考え方を元に発展したフェミニスト会計学者 (feminist accounting scholar) による研究が、ジェンダー予算の理論的背景である (Khalifa 2018; Cooper 1992; Hammond and Oakes 1992; Moore 1992, Hines 1992; Gallhofer 1998)。これらの研究は、会計 (accounting) と職域内の性差別、さらには家長制との関係を批判してきた。特に Haynes (2017) は、ジェンダーとフェミニストの視点を持った批判的会計研究 (critical accounting, critical perspective on accounting) の観点から、会計がジェンダー不平等の維持につながっていることから、性役割とそれを維持する制度としての会計の役割を見直し、ジェンダー平等な会計を探索する研究が必要であると述べている。

より批判的な立場を持つフェミニスト会計学者は「客観性」「非人格性」「ハードメ

ジャー」といった会計で用いられる価値そのものが、男性に象徴的な属性であるとみなしている (Hines 1992)。ゆえに会計や予算編成過程で重要視される指標それ自体が、ジェンダーで形成される価値観や認識に基づいている可能性がある (Broadbent 1998)。したがって、ジェンダー平等な会計の実行には、この価値観や認識を可視化し、会計内の従来の認識に挑戦する必要があるとしている (Haynes 2008, 2017)。

裏を返せば、会計は、異なる仮定や価値観に基づくことで、異なる方法で実施されうるものでもある (Dillard and Reynolds 2008)。そこで、政府予算編成におけるジェンダー・ギャップを把握し、予算編成過程にジェンダーの観点を考慮するジェンダー予算の導入が検討されるようになった。

3.2. ジェンダー予算の制度と評価方法

では、具体的にどのような評価方法が採用されてきたのだろうか。ジェンダー予算に関する先行研究では、一国ないし複数国のジェンダー予算を紹介し、上述したジェンダー予算の意義に即した評価方法になっているかどうかを検討してきた。

そもそも先述したフェミニスト会計学者らの研究では、広く会計や予算、決算を対象としたジェンダー・センシティブな編成、執行のあり方を検討しており、その中で予算が女性や男性に与えるインパクトを評価する指標を提案してきた。だが、実際に運用されているジェンダー予算は、必ずしもフェミニスト会計学者の提案する指標と関連しておらず、その評価方法から対象に至るまで多様である。最初期にジェンダー予算を導入した「特に注目すべき」7カ国⁽⁵⁾の制度概要を比較した Khalifa and Scarparo (2021) によれば、以下で示す7つの分析と評価、フィードバックのあり方が存在するという。

1. ジェンダーを考慮した政策評価 (Gender-aware policy appraisal) : 政策や資源配分がどのようにジェンダー不平等を縮小または拡大する可能性があるかをまとめることを目的とした分析的アプローチ
2. ジェンダー別受益者評価 (Gender-disaggregated beneficiary assessment) : 受益者と、受益者が政府の政策によって助けられたか不利益を被ったかについての受益者の見解に焦点を当てる

(5) ジェンダー予算の発祥とされるオーストラリア (1983年または1984年開始)、イギリス (1997年開始)、スウェーデン (2002年開始)、スペイン (アンダルシア地方、2003年に開始)、オーストラリア (2004年開始)、ベルギー (2007年開始) の7カ国である。だが、比較的早期にジェンダー予算を取り入れたフィリピンをはじめ、代表的な国であるインド、韓国、ルワンダ、ウガンダなどのアジア・アフリカ諸国は、対象外とされており、ヨーロッパ中心の分析となっているため、Khalifa and Scarparo (2021) が示す分類法には改善の余地がある。

3. ジェンダー別公共支出発生率分析 (Gender-disaggregated public expenditure incidence analysis) : あるプログラムにおける公共支出を家計調査と比較し、男女間の支出配分の差を明らかにする
4. ジェンダー別租税発生率分析 (Gender-disaggregated tax incidence analysis) : 世帯内の異なるメンバーが支払う直接税と間接税の影響を分析する
5. 予算が時間の使い方に与える影響のジェンダー別分析 (Gender-disaggregated analysis of the impact of the budget on time use) : 女性が無報酬の仕事に費やす時間を考慮し、それが政策分析に反映されていることを確認すること
6. ジェンダーを考慮した中期経済政策フレームワーク (Gender-aware medium-term economics policy framework) : 中期経済フレームワークにジェンダーを組み入れる
7. ジェンダーを考慮した予算書 (Gender-aware budget statement) : 政策、プログラム、関連予算に関する政府からの監査報告書

以上のように、一口にジェンダー予算といっても予算や決算を分析・評価する手法 (1, 2, 3, 4, 5) や、フィードバックのあり方 (6,7)、さらにはその組み合わせによっても大きく異なることがわかる。

より詳細に、かつ、より多国間の比較によって、ジェンダー予算の現状を捉えた研究として、Stotsky (2016) がある。Stotsky は、国際通貨基金 (IMF) に加盟しているすべての国に対して、サーベイを依頼し、そのうち回答を得た 61 カ国のデータと、ジェンダー予算に関する資料収集、各国政府関係者、UN Women を含む技術支援者、NGO へのインタビューに基づき、ジェンダー予算の制度化の状況を明らかにしている。Stotsky は、Khalifa and Scarparo (2021) よりも詳細に制度化の状況と該当する国・地域の数を検討しており、貴重な多国間比較のデータを提供している。例えば、表 1 は、当該調査の結果をもとに、ジェンダー予算を導入した国々が実際に実施している取り組みを整理したものである。この表からも、ジェンダー予算を指し示すものが多様であることが見てとれる。

その他に、実施主体の違いも挙げられる。つまり、政府が実施するか、市民社会組織、研究機関が実施する、あるいは、官民協働で実施するかという違いである (大崎 2018)。例えば、市民社会組織が実施するものを定義に含むのであれば、かつて日本で行われていた人見 (2011) の試みもジェンダー予算であるといえる。

3.3. ジェンダー予算のアウトカム

ジェンダー予算を導入した結果、ジェンダー平等を志向する政策の実施や、社会の変化は生じているのだろうか。方法的に洗練されてはならず、かつ少数ではあるが、制度のアウトカムを検討した研究がある。

表1 各国のジェンダー予算の現状 (2016年)

大項目	小項目 (具体的な取り組み)	実施国数
予算項目	国際機関や二国間援助機関による支援	13
	MDGs、国家開発計画、ジェンダー平等戦略に関連するもの	18
評価対象となる政策・予算	歳出予算	23
	主要な人間開発(教育、保健)に関する歳出予算	22
	物理的インフラ(交通、水、電力、エネルギー)に関する歳出予算	18
	司法と安全保障(女性に対する暴力、司法支援)に関する歳出予算	22
	雇用、起業、賃金などに関する歳出予算	21
	構造改革(補助金、移転、インセンティブまたは分配目標)に関する歳出予算	15
	歳入予算	5
	個人所得税	3
	その他の税(一般的または選択的な販売・貿易を含む)	2
	財務大臣による声明	15
評価結果の公表・適用の方法	予算書でのジェンダー予算に関する記述	19
	官僚機構への指導・案内	18
	計画・立案における記述	21
	成果報告書または監査	12
	ジェンダー平等支出に関する明示的な報告	17
法的根拠	憲法で定められている	4
	予算またはその他の財政関連法	13
政府の役割	財務省が主導的立場である	17
	財務省以外の省庁が重大な役割を果たす	23
	地方政府が関与する	16
市民社会の役割	市民社会が大幅に奨励・参加	18

出典: **Slotsky (2016: 39)** を参考に筆者作成。

Sushant and Laha (2021) は、インドの各省庁におけるジェンダー予算額と予算書を量的、質的の両側面から検討した。その結果、インドのジェンダー予算額は年々増加しているが、内実は以前までにあったプログラムをジェンダーに関する政策として過剰に計上しているにすぎないことを指摘している。その上で、ジェンダー予算の結果が、政策にフィードバックされておらず、ジェンダー予算がジェンダー平等社会に寄与するという目的を達成できていないことから、政府がジェンダー予算の成果に関する評価をすべきだと提言している。

先述した Khalifa and Scarparo (2021) も、ジェンダー予算のアウトカムに問題関心を持つ

ており、先行研究では社会や行政の変化を論じたものは少ないか、そのエビデンスがないことを指摘している。その理由は、ジェンダー不平等を解消するための施策（例えば、女性の労働参加促進、低所得家庭への支援、教育・保健施策、年金制度・社会保障など）が、ジェンダー予算の導入によるものか、特定の政策やプログラムがジェンダーで評価されることに対する現場の場当たりの対応によるものかを切り分けることが難しいためである。言い換えれば、アウトカムを検討するにあたっては、制度設計のあり方や、政治家および現場の判断によってジェンダー予算の対象となる事業数や予算額が意図的に増加することや、そもそもジェンダー予算の対象となる事業や政策がジェンダー平等にかならずしも結びつかない可能性を考慮する必要がある。一方、Khalifa and Scarparo は、スペインとベルギーの場合、教育、健康、育児・家族介護、所得格差、福祉といった政策の変化が、ジェンダー予算編成の取り組みと結びついている制度設計のため、ジェンダー予算の導入が政策の変化につながった可能性があるとしている。

しかし、Polzer et al. (2021) が指摘するように、ジェンダー予算の成果と影響について検討した研究は、上記を除いてほとんど存在しない。このため、いかなる制度設計がよりよいアウトカムに寄与するのかなどに関する研究は不足しているといえる。

3.4. ジェンダー予算導入の経緯

以上までの先行研究では、ジェンダー予算を導入していることを前提に議論されている。一方で、多くの国と地域では未だにジェンダー予算を導入していないか、その検討さえされていない。また、多くの国と地域で、男性に比べて女性の記述的代表（*descriptive representation*）が達成されているとは言えず、ジェンダー不平等な政治環境から、ジェンダー平等を志向する政策が実現するのは自明ではない。では、各国でジェンダー予算はどのようにして導入されたのだろうか。先行研究では一国研究を中心に、導入の経緯についても説明されてきた。

例えば、1995年に本格運用が開始され、ジェンダー予算に関する長い歴史を有するフィリピンでは、ジェンダーに関する関連法の制定が導入の契機となった（越智 2016: 150-1）。具体的には、1991年に制定された「開発と国家形成における女性法」で、女性支援施策や女性の社会参画を促進するための予算の確保が謳われたことが契機となって、制度の導入が進んだ。フィリピンの事例のように、ジェンダー平等関連事業を進める過程や、ジェンダー主流化を進める過程において、ジェンダー予算を導入する契機が訪れる場合がある。

他にも、チャ・インスン (2009) や、村松 (2009) は、韓国のジェンダー予算の成立過程を、Sharp and Broomhill (2002) は、オーストラリアの成立過程を検討している。前者は、本稿でも後述するように女性団体といった市民社会組織と、政府内エリートである政治家の役割が大きかったことを指摘している。後者は、政策過程の詳細な検討とは言えないが、オース

トラリアでは1970年代から連邦政府、州政府、準州政府の中に高度に発達した女性政策機構があり、そこに官僚として就いたフェモクラット（femocrat）の役割が大きかったことを示唆している。

そもそもジェンダー平等を志向する政策や制度の導入には国や地域によって違いがあることは数多くの研究で指摘されているほか、その制度・政策形成に違いが生じる要因に関する研究についても、膨大な蓄積がある（申 2013）。だが、以上で見たように、ジェンダー・クオータなどと比べると、ジェンダー予算の導入の状況やその規定要因についての研究は乏しい印象を受ける。この理由は、ジェンダー予算が会計学や財政学で検討され、必ずしもジェンダーと政治研究やフェミニズム、あるいは比較政治学では検討されてこなかったためと考えられる。

3.5. ジェンダー予算を何らかの指標・変数として用いる研究

以上で概説した研究の他に、ジェンダー予算額や対象事業を何らかの指標として用いて、実証分析を行う研究がある。代表的なものとして、Jung（2021）が挙げられる。Jungは、韓国の基礎自治体レベルにおけるジェンダー予算の対象となる予算額（ジェンダー予算額）にばらつきがあることに注目し、市長のジェンダーが、ジェンダー予算額に与える影響を直近の選挙の得票率差を利用した回帰不連続デザイン（regression discontinuity design: RDD）によって検証することで、首長のジェンダーがジェンダー政策に関連する予算編成に与える影響を推定した。つまり、Jungは自治体のジェンダー予算額をジェンダー政策に関連する予算と読み替えて分析に用いることで、首長のジェンダーの影響を推定しようと試みたのである。その結果、市長のジェンダーがジェンダー予算額に影響を与えるとは言えない（nullだった）ことを明らかにした⁽⁶⁾。

以上のように、ジェンダー予算による評価の結果などを何らかの結果変数や、説明変数として用いることで、会計学や財政学に限らない様々な分野でのデータ活用が期待できる。ただし、実際の政策意図とは異なった指標の用い方をする場合、分析上の正当化が必要になる。また、各国でジェンダー予算の内実が異なることから、事例の位置付けを行う必要もある。言い換えれば、ジェンダー予算が当該事例において、あるいは、理論的にいかなる指標になりうるのかを検討していく必要があるだろう。この点において、Jungはジェンダー予算額を用いることの説明や、韓国という事例の位置付けをほとんど記述しておらず、ジェンダー

(6) ただし、この分析には、韓国における基礎自治体の女性首長の比率が約2%と極めて低く、女性立候補者も少ないことを看過しているという問題がある。さらに、単年度の分析であるため、経年変化を捉えられていない。

予算をジェンダー平等政策に配分される予算であるように扱っているため、読者に誤解を与える恐れがある。

3.6. 課題

以上で検討したジェンダー予算に関する先行研究は、ジェンダー予算の意義と導入過程、導入成果などを検討してきた反面、未だ質量共に不十分であるといえる。以下では4点に分けて整理する。

第1に、ジェンダー予算の各国ないし国内でのばらつきを意識した研究が少ないという点である。このため、各国のジェンダー予算の制度自体がどのように位置づけられ、結果としてどのようなアウトカムが期待できるのかといった点が明らかでない。さらに、なぜ各国で導入されるジェンダー予算に違いが生じるのか、なぜ国内におけるアウトカム（予算額、評価）に違いが出るのかといった点についても明らかにする余地がある。

第2に、ジェンダー予算の実際の運用とその成果を制度比較の観点から明らかにしている研究もそれほど多くないという点である。制度の仕組みや根拠となる法令、理念、その成立過程については多くの研究で言及されている。しかし、実際に運用される方法や、その成果を比較する試みが少ない。また、比較していても、対象事例の偏りや、理論的な検討が不十分なために、説得的でない議論も多い。例えば、先述した *Khalifa and Scarparo* (2021) は、先行研究の検討によって、7カ国の制度比較をおこなっている。しかし、80カ国以上の導入事例があるにもかかわらず、対象はヨーロッパとオーストラリアに偏っており、アジア諸国の事例は検討されていない。特に後述する韓国の事例は *Khalifa and Scarparo* (2021) が言及するような「比較的早い時期にジェンダー予算を採用した」「特に注目すべき」(同:4) 国に該当するはずだが、分析対象から排除されている。そもそもアジア諸国の制度について英語で書かれた一国研究もそれほど多くない。本稿と同様にジェンダー予算に関する文献レビューを行った *Polzer et al.* (2021) も、インドや南アフリカのような新興経済国やヨーロッパ諸国を対象とした研究が多く、対象地域に偏りがあることを明らかにしている。

第3に、ジェンダー予算の研究は、財政学、会計学の理論としても、フェミニズムの問題意識としても体系的でないという点である。上述した課題ともつながるが、そもそもジェンダー予算の制度自体を分類するか、そのアウトカムを指標化するなどの試みが少なかったために、最初の導入から30年以上経った2023年現在でも制度やそのアウトカムの評価基準が定まっていない(例外として、*Stotsky* 2016)。そのため、何を持って制度の良し悪しや、パフォーマンスの違いを測ることができるのかが不明瞭なままである。

第4に、予算書そのものや対象となる予算額、事業は、ジェンダー平等に関する優れたさまざまな指標になりうるにもかかわらず、実証的なデータ活用はほとんどされていない点である。ジェンダー予算の結果として示される予算書は、それが示す予算額や評価の結果の意

味や位置付けを明らかにすれば、定性的、定量的を問わず、実証研究で用いることが可能なデータとなりうる。しかし、実際に詳細な検討を行ったのはわずかな研究にとどまる。会計学や財政学的な関心だけでなく、比較政治学やジェンダーと政治研究、フェミニズムなどの分野からの研究も望まれる。

以上の課題をふまえつつ、次節では今後の研究の発展を見据えて、理想的かつ先駆的な事例として韓国の事例を検討していく。

4. 韓国のジェンダー予算

本節では、韓国におけるジェンダー予算の概要を検討する。韓国を事例とする理由は、世界でも稀なほど広範囲のレベルで公的なジェンダー予算が導入され、かつ評価手法や制度導入の理念がこれまでの研究が主張するものほとんど合致していることから、理想的かつ先駆的であるといえるからである。またジェンダー予算の制度概要や、予算評価の実態に関する先行研究が豊富で、かつ、政府による情報公開が充実していることから、ジェンダー予算の実施概要を明らかにしやすいというメリットもある。以下では、制度導入の経緯（4.1.）から、韓国のジェンダー予算の特徴（4.2.）に加え、国内における評価のばらつき（4.3.）についても現状把握する。

4.1. 制度導入の経緯

韓国では、先進諸国および東アジア諸国に先駆けて、2010年度の政府予算からジェンダー予算が導入された。2023年現在の韓国では、ジェンダーの観点からの予算および決算評価と評価結果の公開が各政府機関および地方自治体に義務付けられている。

韓国のジェンダー予算の導入の議論は、女性団体による働きかけによって始まった。1995年の北京女性会議においてジェンダー予算の重要性が提言されたのち、韓国女性団体連合（女連）や韓国女性民友会（民友会）といった女性団体は、導入に向けた運動を開始した。特に、政府予算をジェンダーの観点から評価し、その結果を国会に提出、あるいは公表するという運動が各地の女性団体によって盛んに行われた。例えば、全国組織である女連は、北京女性会議のあとの1998年から中央政府の女性関連予算を分析して政府に代案予算要求案を提示していた。他にも、2001年からは民友会や、韓国女性の電話といった地域組織のある女性団体が、地方政府に対して代案女性政策予算を提示していた。

以上の活動を背景に、2002年10月8日には、女連の共同代表ほか2名が、「女性関連予算政策に関する請願」を提出した。この請願が、運営委員会に提出され、同時に関連委員会である女性委員会に回付された。この女性委員会で同請願の妥当性を肯定的に検討した意見書が採択されたことで、ジェンダー予算導入に関する法整備が国会で議論されるようになった

(チャ・インスン 2009: 6)。

女性団体による運動と連携し、国会における女性政治家もジェンダー予算導入に向けて動き出した。2002 年ごろから、国会の常任委員会である女性委員会では、女性関連予算が女性部（その後、女性家族部に再編・改称）の予算ではなく、各部署に散在して編成されているため、「各部署の予算編成全てがジェンダーの観点で編成されたのかを審議する必要がある」という意見で一致するようになり、最終的に委員会決議案として採択した。2002 年 11 月 8 日には、この時採択された「ジェンダー予算編成および資料提出要求決議案」が本会議を通過した。その後、女性委員会ですでにジェンダー予算が導入されていたフィリピンやオーストラリアを視察するなど、法整備に向けて積極的に活動していた。一方で、この時の決議案に書かれた条項については、しばらく議論されず、その後の法制化への動きは鈍化した。

制度化に向けての動きが大きく進展したのは 2004 年に入ってからだった。国会の予算決算特別委員会では、前述の決議文が取り上げられ、企画予算処予算室長と女性部長官に決議文の内容が問いただされた。だが、両室長・長官の回答は、消極的なものにとどまったため、女性委員会でもより積極的に問題提起されるようになった。以上のように国会での議論が活性化したことで、ジェンダー予算導入の下地が作られていった。

ジェンダー予算の導入は、当時、国会運営委員会法案小委員会（小委）の委員だった民主労働党のシム・サンギョン議員の主導で行われたとされている（チャ・インスン 2009; 村松 2009）。当時の二大政党であるウリ党とハンナラ党の両党間で合意した国家財政法の当初改正案には、ジェンダー予算の条項は盛り込まれていなかった。それどころか、2004 年には国家財政関連法案が政府提出案と議員発議案が国会運営委員会に回付され、公聴会を経て、国会運営委員会で討論を終えた状態だった。討論後、法案は小委に引き渡され、小委の議決でウリ党とハンナラ党間の協議体を構成し、別途のより専門的な事前検討過程を経ることとしていた。シム議員はこの小委で、ジェンダー的観点の予算編成原則の反映を主張した。同日、小委はこのようなシム議員の要求を受け入れ、ジェンダー予算原則の導入とジェンダー予算書および決算書を国会に提出する内容の代案を議決した。

少数政党である民労党所属のシム議員の意見が法案に採用された背景としては、当時、同時に議題に登った業績に基づく国家財政の運営管理を行う新制度の導入の賛否が委員会の議決で同数となった際、シム議員がそのキャスティング・ボートを握ったという事情がある（村松 2009: 3）。結果的に、シム議員が、ジェンダー予算の導入と引き換えに賛成に回ったことで、民労党のジェンダー予算案が受け入れられたのである。一方、チャ・インスン（2009: 9）は、シム議員が政府に対して継続的に質疑をしていたため、政府がジェンダー予算条項を政府案として準備してきたことも一因であるとする。また、当時の政府は、ジェンダー予算が国家財政法に含まれても大きな問題にはならないという消極的な立場で同意したことも

指摘している。

以上のようにして、2006年9月8日にジェンダー予算の法的根拠である国家財政法の改正案が成立した。同法の改正条項には、3年の準備期間ののち2010年度予算から国家財政のジェンダー予算評価を義務付ける内容が盛り込まれた。実際に、2010年度予算から各中央省庁においてジェンダー予算が実施されるようになった。

また、2011年には地方財政法が改正され、2013年度予算から地方自治体においてもジェンダー予算が導入された。越智（2014: 96）によれば「国家財政と地方財政において、ジェンダー予算が導入された例は、世界でも韓国が初」であったことから、韓国のジェンダー予算は、画期的かつ挑戦的な制度化であったといえる。

この地方自治体におけるジェンダー予算の制度化の裏にも、地域に根ざした女性団体の活動があった。例えば、民友会は、地方財政にジェンダー予算が導入される以前から、ソウル市の予算をジェンダーの観点から評価し、公表する活動を行っていた。また、慶尚南道や昌原市では、女性団体と政治家が協働して、ジェンダー平等の観点からの予算の評価を行い、行政職員も含めた勉強会を開催しており、公的な制度が導入された2023年現在でも独立した評価が続いている⁽⁷⁾。したがって、地方でジェンダー予算を導入する下地は法整備前にすでに整っていたといえる。

4.2. 韓国のジェンダー予算の特徴

韓国のジェンダー予算は、中央政府の各省庁および政府独立機関、そして地方政府の財政を対象としている点、また、そのデータが公開されている点、さらには、包括的でマニュアル化された標準的な予算・決算評価を実施している点に特徴を持つ。

先述したように、ジェンダー予算の内実は国や地域、自治体、機関によってさまざまである。実施主体や評価の指標が自治体・地域・予算項目によって異なることもあるため、一国内における制度運用や指標の一貫性も問われる。これに対し、韓国では、ジェンダー予算の施行前に、実際に予算を評価する行政職員向けの研修を行っていた（越智 2014）。その後も継続して研修の機会が設けられている。また、女性家族部が毎年、予算案作成マニュアルを発行・改正することで、機関によって対象となる予算が異ならないように、質的な統制も行っている。つまり、韓国のジェンダー予算は、法的に実施が担保されており、評価の基準がある程度定まっていて、一貫している点に大きな特徴を持つといえる。

実際に予算評価の対象となる事業も定められている。韓国において、ジェンダー予算の対

(7) 筆者による女性団体関係者へのインタビュー（2021年12月）、地方議員へのインタビュー（2022年6月）

象となる予算項目は以下の3つである。第1に「両性平等政策推進事業」である。2018年度までは「女性政策推進事業」という名称で、ジェンダー平等に関わる政策全般を示していた。2019年度以降は、女性家族部長官が5年ごとに作成する「両性平等政策基本計画」に基づいた政策を対象としている。第2に「性別影響分析評価事業」である。これはジェンダー予算と混同しやすい事業であるが、似て非なるものである。ジェンダー予算が、予算あるいは決算を対象とするのに対し、性別影響分析評価事業は、性別影響分析評価法に基づき、政策事業の効果を評価する制度である。このため、予算ないし決算を事前評価し、予算過程に反映させようとするジェンダー予算とは意図と対象が大きく異なる。第3に「自治体が別途推進する事業」である。前2者が必須項目であるのに対し、自治体が別途推進する事業は、勸奨事業となっている。具体的には「地方自治体長の公約事業または主力事業のうち、ジェンダー予算分析が可能なジェンダー平等またはジェンダー格差の改善に寄与する可能性の高い事業」である。このため、最も自治体によってばらつきの生じやすい項目とも言える。

ただし、ジェンダー予算の対象となる項目は、毎年、名称などが改正される過程で、その基準が厳格化されている。表2は、地方自治体のジェンダー予算対象事業の推移を示したものである。2012年度の予算評価開始時点では、必須事業と選択事業に分かれていたが、2013年度からは必須事業と勸奨事業に変更され、行政安全部と女性家族部双方の長官による事業の指定はなくなった。2014年度からは、性別影響分析評価事業が必須項目に統合され、現在の形になっている。このようにいくつか変更があったものの、基本的に政府のジェンダー平等政策に対応する形で事業選定が行われており、一貫した事業選定基準になっていると考えられる。

表2 韓国のジェンダー予算対象事業の推移

2012年度		2013年度		2014年度	2015/16年度	～2019年度
必須	女性政策基本計画に含まれる事業	必須事業	女性政策推進事業	女性政策推進事業	女性政策推進事業	両性平等政策推進事業
	最近3年間の性別影響分析評価事業		性別影響分析評価事業(国庫補助事業)	性別影響分析評価事業	性別影響分析評価事業	性別影響分析評価事業
選択	毎年行政安全部長官が女性家族部長官と協議して決定する事業	勸奨事業	性別影響分析評価事業(国庫補助外事業)	自治体が別途推進する特化事業	自治体が別途推進する事業	自治体が別途推進する事業
	自治体が別途推進する事業		自治体が別途推進する特化事業			

出典：チョン・ガウォン（2018）を参考に筆者作成。

以上で示した対象となる予算・事業の担当部署から上がってきた次年度予算案に対し、

ジェンダー予算担当の職員が評価を実施したのち、その評価の結果として作成したジェンダー予算書を公表、その後の歳出予算案に反映することが制度の大枠である。ジェンダー予算書には、対象となる予算の総額、事業の詳細のほか、女性と男性それぞれに影響を与える予算額と、その影響の詳細が記載されている。またジェンダー予算書は各機関（政府・自治体）によって公開される。さらに、企画財政部によって、予算額および対象となる事業の自治体・機関・年度別の集計データが公開されている。以上のことから、韓国ではデータの二次利用もしやすいといえる。

また、韓国のジェンダー予算の対象は、その多くがジェンダー平等に資する事業であり、一覧可能であることも特徴的である。2022年度のジェンダー予算の作成マニュアル（企画財政部・女性家族部・韓国女性政策研究院ジェンダー予算センター 2021）には、対象とすべき事業が細かく指定されている。例えば「両性平等政策推進事業」については、第二次両性平等政策基本計画（2018-2022年）に基づき、1.男女平等意識と文化の拡散 2.平等に働く権利と機会の保障 3.女性代表性の向上及び参加活性化 4.仕事・生活均衡社会基盤づくり 5.女性暴力の根絶と女性の健康増進 6.両性平等政策推進体系の強化という6つの大課題と、さらに22の中課題を設定した上で、各課題に見合った政策と関連部署を列挙している。このため、各機関・自治体の担当者は、評価対象事業を見誤らずに、ジェンダー予算書を作成することができる。また本来、ジェンダー平等政策は部署を横断して進められることが多く、実態把握が難しいが、ジェンダー予算書を見れば、当該政府機関や自治体および部署で、どの程度ジェンダー平等に資する事業を実施しているのかを予算額や事業単位で把握することができるというメリットもある。

4.3. 対象予算額の推移と機関別の違い

作成された予算書における対象予算額とその歳入予算に占める割合などは、集計データとして公開されている。以下では、このデータを用い、韓国におけるジェンダー予算の対象予算額の推移と機関別の違いを確認する⁽⁸⁾。

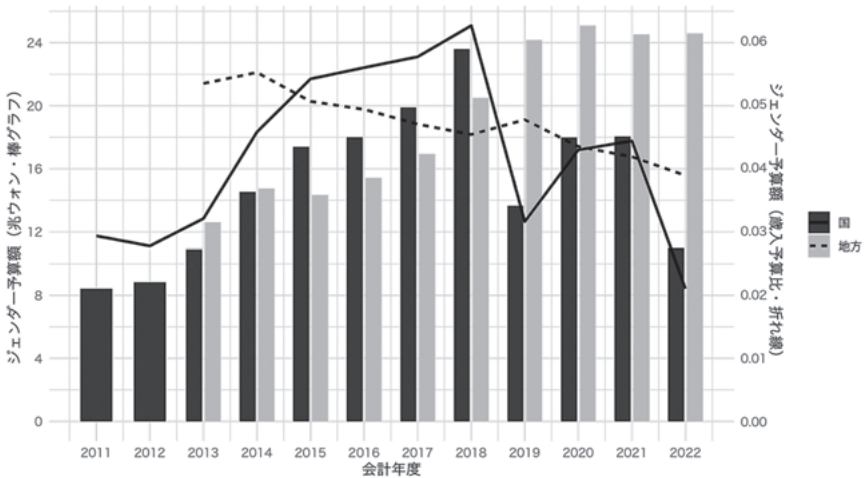
まず中央政府および地方政府の対象予算額の推移を見てみよう。図1は中央と地方別のジェンダー予算額とその歳入予算に占める割合の推移を示したものである。図からわかるように、中央政府の予算額は2012年度から2018年度まで増加傾向にあったものの、2019年度から減少に転じ、その歳入予算に占める割合も減少していることがわかる。一方、地方自治体では、総額としては増加傾向にあるのに対し、歳入予算比としては中央政府と同様に減少

(8) 本稿で用いるジェンダー予算、政府財政のデータは、韓国の地方財政統合公開システム「地方財政365」および、統計庁ウェブサイト、行政安全部ウェブサイトから取得した。

傾向にある。

このトレンドの理由としては、2つが考えられる。1つは、先述したように2019年度の対象事業から政府の两性平等基本計画に則った事業が選定されるようになった結果、選定基準が厳格化したことが挙げられる。したがって、中央政府の対象事業および予算額は減少し、一方で地方政府の対象事業および予算額は増加したと考えられる。もう1つは、歳入予算が増加する中で、相対的にはジェンダー予算の対象となる事業が増えていないことである。このため、地方政府で対象となる予算額が増えても、比率は減少傾向にあるものと考えられる。

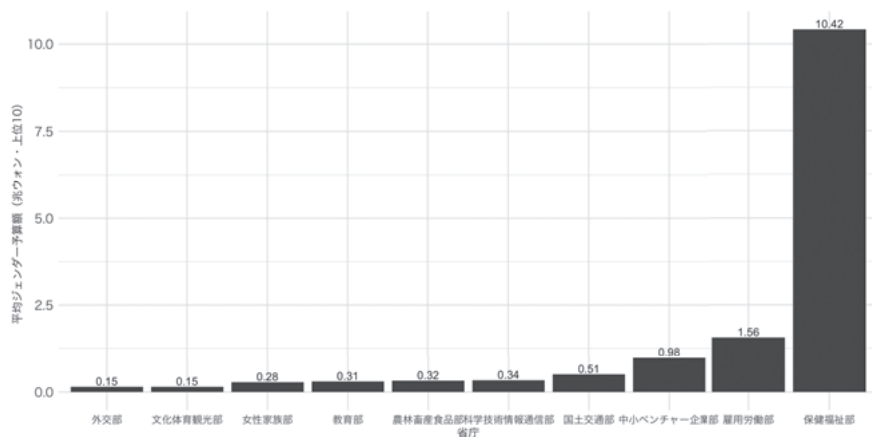
図1 韓国のジェンダー予算額および歳入予算比の推移（国・地方）



出典：筆者作成。

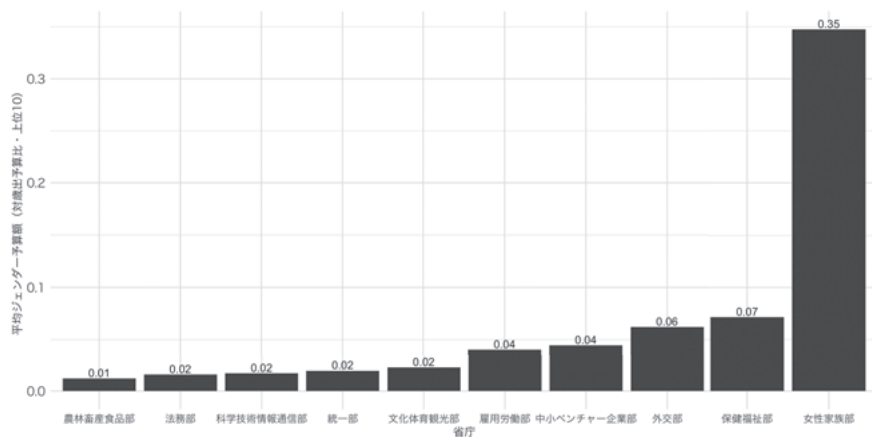
次に中央政府の省庁別平均対象予算額とその対歳出予算比を整理したのが、図2,3である。省庁別の歳入予算データが存在しないため、対歳入予算比ではなく、対歳出予算比を算出している。ここでは、主要省庁のうち、総額および対歳出予算比の高い順に10の省庁を示している。総額で見た場合、保健福祉部が最も大きい平均約10.45兆ウォン（約1.09兆円）であるが、対歳出予算でみれば、もともと予算規模の小さい女性家族部が約35%で最も高くなる。女性家族部は、企画財政部と協働してジェンダー予算を管轄しているだけでなく、韓国のジェンダー平等政策を担うナショナル・マシーナリー（National Machinery, 国内本部機構）であることから、その総歳出予算の3分の1以上がジェンダー予算の対象事業として選定されているのはごく自然だといえる。ただ、その女性家族部以外の省庁の歳出予算に占めるジェンダー予算の対象となる予算は、10%にも満たないことがわかる。

図2 韓国の主要省庁別平均ジェンダー予算額（2011-2022年）



出典：筆者作成。

図3 韓国の主要省庁別平均ジェンダー予算額/対歳出予算（2011-2022年）



出典：筆者作成。

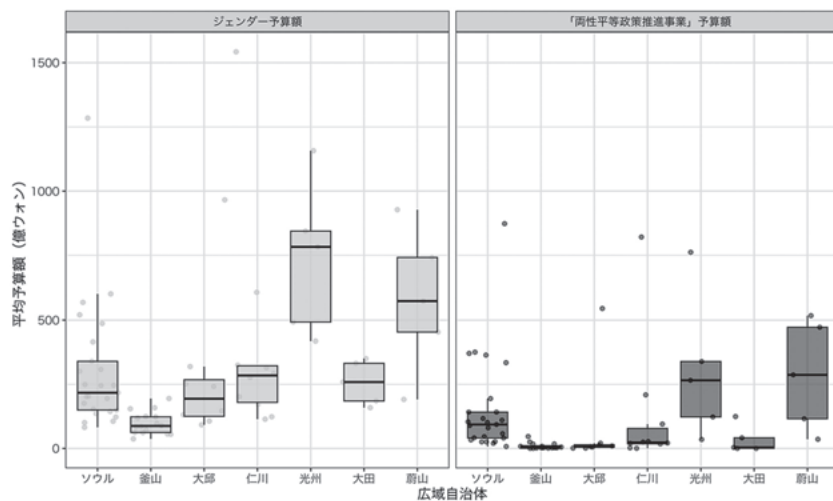
また地方自治体の予算額にも差がある。広域自治体である広域市・道別に自治体の平均ジェンダー予算額とその歳入予算比の箱ひげ図を描いたのが図4-7の左である。図からわか

るように、自治体間でばらつきがみられるだけでなく、広域市・道内でもばらつきのある自治体とそうでない自治体があることがわかる。例えば、首都圏である京畿道内で大きく差がある一方、釜山広域市や、大邱広域市のように、都市部である広域市内で差がないこともある。このような自治体間の差は、先述したJung (2021) だけでなく、韓国国内の研究コミュニティでも意識されており、ジェンダー予算額の規定要因に関する定量的な研究も存在する(ナムグン・ユニョン, イム・ユミ, ハ・ヨンソプ 2015 など)。

しかし、以上で示した予算額の推移や違いは、必ずしもジェンダー平等を志向する政策の推進度合いを示すものではない。特に自治体が比較的自由に対象事業を選定できる「自治体が別途推進する事業」項目は、政治家や自治体職員の意図が反映されやすいはずである。このため、ジェンダー政策の推進とは関係のない予算がジェンダー予算額には含まれている可能性がある。仮にジェンダー予算額をジェンダー平等政策の推進度合いと考えるのであれば、より詳細に項目を検討する必要がある。

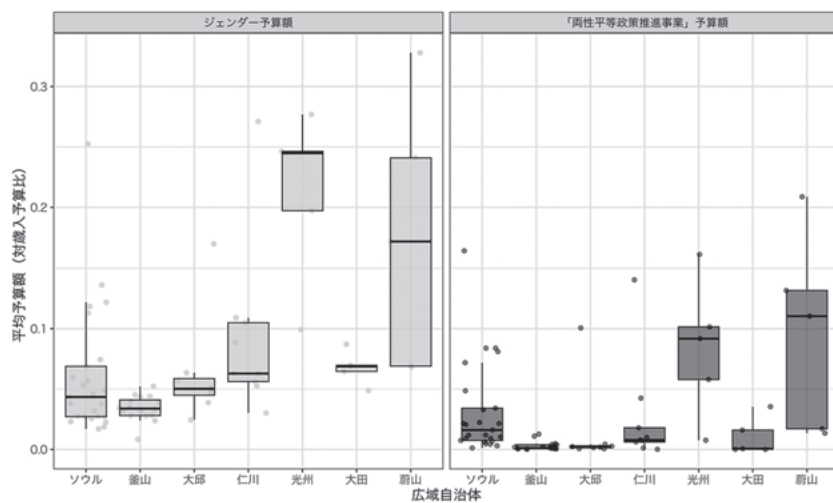
そこで、その対象事業項目の一つであり、マニュアルによって厳格な基準が適用されている「両性平等政策推進事業」項目に限って地方自治体の予算額のばらつきを見たのが、図4-7の右である。これをみると、ジェンダー予算総額(図左)と比較すれば、分散が抑えられていることがわかる。ただし、それでもなお自治体によって予算額および割合にはある程度の違いがある。先述したように「両性平等政策推進事業」は、政府の両性平等政策基本計画に則って選定されているジェンダー平等社会実現のための政策である。したがって、自治体によってジェンダー平等政策の推進度合いに違いがあることが当該予算額の分散から示唆される。

図4 基礎自治体の平均ジェンダー予算額（広域市・2013-2022年）



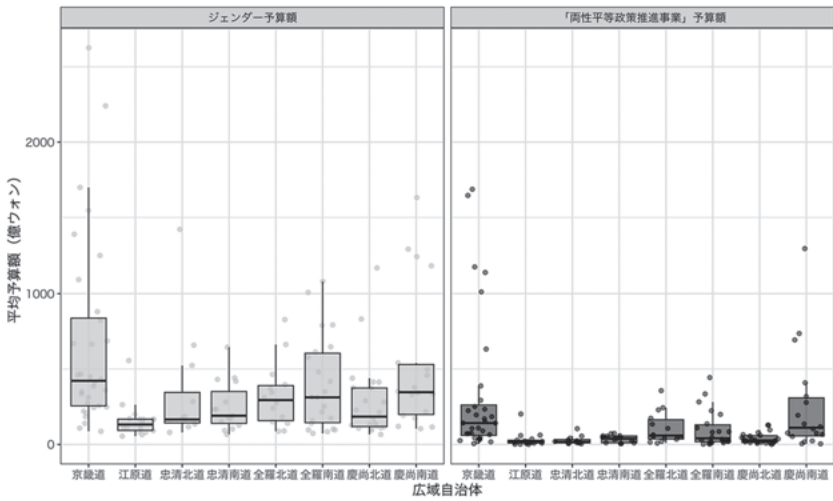
出典：筆者作成。

図5 基礎自治体の平均ジェンダー予算額・対歳入予算比（広域市・2013-2022年）



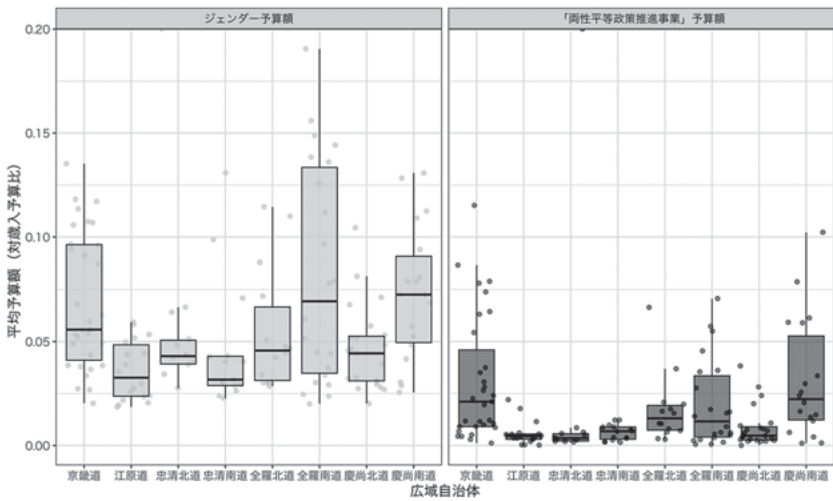
出典：筆者作成。

図6 基礎自治体の平均ジェンダー予算額（道・2013-2022年）



出典：筆者作成。

図7 基礎自治体の平均ジェンダー予算額・対歳入予算比（道・2013-2022年）



出典：筆者作成。

以上のように、予算額が何を示しているのかを議論することで、機関や自治体別の違いを捉えることの意味を示すことができる。実際に、寺下 (forthcoming, 4章) は、韓国を事例に、ジェンダー予算額のうち「両性平等政策推進事業」項目の予算額の分散とトレンドの変化に注目して、分析を行い、自治体における女性団体の活動とジェンダー政策の推進度合いの関係を明らかにしている。特に韓国は、政府による情報公開が充実しており、ジェンダー予算以外にもさまざまなデータを用いることができることから、定性的、定量的を問わない学術研究が期待できる事例だといえる。

5. 結論

本稿は、ジェンダー予算に関する文献レビューと、韓国の事例の検討から、ジェンダー予算の意義と課題を論じた。これにより、本稿はジェンダー予算に関する研究を多方面から推進していく必要性を主張する。例えば、先行研究はジェンダー予算の導入の必要性を論じるにとどまっており、その副作用や、導入上の課題、成果について触れているものは多くない。本稿で示した先行研究の課題を踏まえることで、様々な領域での研究の発展が期待できる。

また、日本では政府による厳密な意味でのジェンダー予算は導入されていない⁽⁹⁾。先行研究では、日本での導入の必要性が他国の例からしばしば謳われるが、近隣国である韓国やフィリピンにおける制度状況などを精査して、日本への導入可能性を論じたものはほとんどない(例外として、越智 2014, 2016)。

例えば、韓国では、女性団体をはじめとする市民社会組織による予算チェックが活発に行われた経緯があり、制度実現につながったが、制度化以降も、女性団体による私的なジェンダーの観点からの予算チェックや、オンブズマンが盛んに行われており、公的な制度との相乗効果を生み出している側面がある。また、制度導入前の行政職員に対する研修や、細かなマニュアル作成が行われてきた(越智 2014)。このことから、ジェンダー予算を運用する側への教育や周知、さらには市民社会によるオンブズマン機能が果たされなければ、単に制度を導入しても、ジェンダーに責任のある予算編成や政策の実現にはつながらない可能性がある。したがって、制度形成の経緯やその効果を検討しつつ、日本での制度導入の可否やあり

(9) OECDの報告書(Downes, von Trapp and Nicol 2017)で、日本はジェンダー予算を導入していると回答している。しかしその内実は、ジェンダー予算の適用について助言する専門家/協議会を設置しているだけであり、制度化の水準としてはかなり低い。このようにOECDの報告書でさえ、ジェンダー予算の定義がかなり広く、定まっていないことから、より綿密な定義と分類に関する議論が必要であると考えられる。厳密な定義を用いて多国間比較を行った研究としては、先述のStotsky(2016)がある。

方を議論することが重要である。

一方、実践的な問題意識を持つことと同時に、学術的な問題関心も重要である。ジェンダー予算は理念的にはジェンダー平等に資する予算評価制度という点で一致しているにも関わらず、各国でその導入の仕方や対象、範囲、規模が異なる点でユニークな制度である。したがって、ジェンダー・クォータと同様に、制度設計のあり方が、その後の女性の政治的・記述的・実質的・代表 = substantive representation) に与える影響を検討する余地がある。

さらに言えば、韓国でみられるように、全国一律の制度にもかかわらず、評価対象となる予算額や決算額、事業数が自治体や機関によって異なることも注目に値する。韓国の場合は「両性平等政策推進事業」項目の予算額や事業数をジェンダー平等政策の推進度とみなすことができる。したがって、ジェンダー平等を志向する政策の推進度合いが自治体によって異なるため、予算額に違いが生じていると推論できる。その一方で、他の事業項目には、首長などの政治家や行政職員が関与する余地があるため、戦略的に予算を増減させている可能性もある。実際にインドでは省庁間における予算額のばらつきの原因が、省庁担当部署による意図的な予算操作だった可能性が指摘されている (Sushant and Laha 2021)。したがって、ジェンダー予算の対象となる予算額や事業数をそのままジェンダー平等政策の推進度合いとしてみなせるかどうかは、その国や制度の文脈を踏まえる必要があるといえる。言い換えれば、評価の結果として算出される予算書や予算額、事業数などが、どのような意味を持つのかを詳細に検討する研究も求められるだろう。

また、以上のような国家間および国内での違いは、フェミニズムや比較政治学、地方自治論などの分野の研究につながる。つまり、制度導入のあり方自体にバリエーションがあることや、一国内で同様の制度にもかかわらず、異なるパフォーマンスを発揮することの原因を推論することで、広い分野での理論的貢献が期待できる。本稿はジェンダー予算という事例が持つ可能性を示すことで、以上で示したような多様な研究を期待するものである。

謝辞

本稿執筆と関連する研究の遂行に際し、日本学術振興会若手研究者海外挑戦プログラム、神戸大学異分野共創による次世代卓越博士人材育成プロジェクト (JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム事業)、サントリー文化財団若手研究者による社会と文化に関する個人研究助成 (鳥井フェロウシップ) の助成を受けました。記して感謝申し上げます。また本文の一部で取り上げたインタビューを受けてくださったインフォーマントの方々にも感謝いたします。

さらに、編集委員長である呉本和香奈さんには、投稿から編集作業、出版に至るまでサポートしていただきました。記して御礼を申し上げます。なお、本書に残る課題や問題点は全て筆者の責任であることを付言いたします。

参考文献

日本語文献

- 越智方美. 2014. 「韓国におけるジェンダー予算に関する教育訓練」『NWEC 実践研究』(4): 93-105.
- 越智方美. 2016. 「男女平等を指向する予算制度：フィリピンにおけるジェンダー予算の事例」『NWEC 実践研究』(6): 148-62.
- 大崎麻子. 2018. 「ジェンダー主流化の 20 年 (7) ～ジェンダー予算の例①～」『共同参画』117: 11.
- 申琪榮. 2013. 「ジェンダー政策の形成過程：理論的考察と韓国の事例」『国際ジェンダー学会誌』11: 35-58.
- 寺下和宏. forthcoming 『韓国における女性団体とジェンダー政策：市民社会の政治的帰結に関する実証研究』神戸大学大学院法学研究科博士学位論文.
- 橋本圭多. 2022. 「ジェンダー予算の理論と実際：社会的に公正な行政は可能か」『評価クォーターリー』(61): 13-26.
- 人見章子. 2011. 「2010 年度コロキウムより ジェンダー予算分析の試み：大阪府の男女共同参画推進関係予算を対象に」『女性学研究：大阪府立大学女性学研究センター論集』(18): 65-87.
- 村松安子. 2004. 「政策評価手法としてのジェンダー予算」『日本評価研究』4 (1): 4-19.
- 村松安子. 2009. 「韓国の事例から学ぶジェンダー予算」『マンスリー北京JAC』(135-137).
- 村松安子. 2010. 「東アジアにおけるジェンダー予算導入の現状」『ジェンダー研究：お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』13: 59-62.

英語文献

- Budlender, Debbie, and Guy Hewitt. 2003. *Engendering Budgets: A Practitioners' Guide to Understanding and Implementing Gender-Responsive Budgets* Debbie. Commonwealth Secretariat.
- Cooper, Christine. 1992. The Non and Nom of Accounting for (M)other Nature. *Accounting, Auditing & Accountability Journal* 5 (3): 16-39.
- Covaleski, Mark A., and Mark W. Dirsmitth. 1983. Budgeting as a Means for Control and Loose Coupling. *Accounting, Organizations and Society* 8 (4): 323-40.
- Dillard, Jesse, and Mary Ann Reynolds. 2008. Green Owl and the Corn Maiden. *Accounting, Auditing and Accountability Journal* 21 (4): 556-79.
- Downes, Ronnie, Lisa von Trapp, and Scherie Nicol. 2017. Gender Budgeting in OECD Countries. *OECD Journal on Budgeting* 2016/3: 1-37.

- Gallhofer, Sonja. 1998. The Silences of Mainstream Feminist Accounting Research. *Critical Perspectives on Accounting* 9 (3): 355–75.
- Hammond, Theresa, and Leslie S. Oakes. 1992. Some Feminisms and Their Implications for Accounting Practice. *Accounting, Auditing and Accountability Journal* 3 (3): 52–70.
- Haynes, Kathryn. 2008. Moving the Gender Agenda or Stirring Chicken's Entrails?: Where next for Feminist Methodologies in Accounting? *Accounting, Auditing and Accountability Journal* 21 (4): 539–55.
- Haynes, Kathryn. 2017. Accounting as Gendering and Gendered: A Review of 25 Years of Critical Accounting Research on Gender. *Critical Perspectives on Accounting* 43: 110–24.
- Hines, Ruth D. 1992. Accounting: Filling the Negative Space. *Accounting, Organizations and Society* 17 (3–4): 313–41.
- Jung, Hoyong. 2021. The Effect of Mayoral Gender on Gendered Budget: Evidence from South Korea. *Political Studies Review* 20 (2): 1–13.
- Khalifa, Rihab. 2018. Enhancing Female Graduate Employment through a Women-Only Professional Services Firm in an Economically Remote City. *Journal of Economic and Administrative Sciences* 34 (1): 36–47.
- Khalifa, Rihab, and Simona Scarparo. 2021. Gender Responsive Budgeting: A Tool for Gender Equality. *Critical Perspectives on Accounting* 79: 102183.
- Moore, David Chioni. 1992. Notes towards Feminist Theories of Accounting: A View from Literary Studies. *Accounting, Auditing & Accountability Journal* 5 (3): 92–112.
- Polzer, Tobias, Isabella M. Nolte, and Johann Seiwald. 2021. Gender Budgeting in Public Financial Management: A Literature Review and Research Agenda. *International Review of Administrative Sciences*: 1–17.
- Sharp, Rhonda, and Ray Broomhill. 2002. Budgeting for Equality: The Australian Experience. *Feminist Economics* 8 (1): 25–47.
- Stotsky, Janet G. 2016. Gender Budgeting: Fiscal Context and Current Outcomes. IMF Working Papers WP/16/149.
- Sushant, and Moumita Laha. 2021. Game Changer or Accounting Practice? Gender Responsive Budgeting in India. *Public Money & Management* 41 (7): 539–47.
- UN Asia and the Pacific Women n.d. Gender Responsive Budgeting. <https://asiapacific.unwomen.org/en/focus-areas/women-poverty-economics/gender-responsive-budgeting>, 2022年11月19日最終アクセス.
- UN Women n.d. Gender Responsive Budgeting (GRB). ウェブアーカイブ, <http://web.archive.org/web/20100102001400/http://www.gender-budgets.org/>, 2022年11月19日最終アクセス.

韓国語文献

- 企画財政部・女性家族部・韓国女性政策研究院ジェンダー予算センター. 2021. 「『2022 年度ジェンダー予算書』作成マニュアル」
- ナムグン・ユニョン, イム・ユミ, ハ・ヨンソプ. 2015. 「地方自治団体のジェンダー予算の決定要因に関する研究」『女性研究』 89: 5-35.
- チョン・ガウォン. 2018. 「地方自治団体のジェンダー予算制度の理解」『韓国女性政策研究院研究報告書』 6: 26-64.
- チャ・インスン. 2009. 「ジェンダー予算の立法過程に関する研究」『女性研究』 82: 143-75.

インタビュー

- 女性団体関係者へのインタビュー, 2021年12月27日, 至韓国・慶尚南道昌原市.
- 地方議員へのインタビュー, 2022年6月15日, 至韓国・慶尚南道昌原市.